

川崎市立東高津中学校いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・中学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育 21 推進事業

学校教育目標

知・徳・体の調和のある豊かな人間性と、未来を創造するたくましい実践力を持つ生徒を育成する。

- 1 【知】自ら求め、創造的な知性と技能を身につける人
- 2 【徳】思いやりのある人間愛豊かな人
- 3 【徳】強い意志を持ち、責任感と勇気のある人
- 4 【体】体も心も明朗で健康な人
- 5 【未来への期待】郷土を愛し、国際性豊かな人

学校経営方針

- 1 「人に優しい学校作り」生徒一人一人をよく観察し、生徒の心に寄り添い、その生徒にふさわしい適切な指導を丁寧に行っていくように努める。(ほめて伸ばす指導)
- 2 授業研究を積極的に行い、授業に新しい発想・考え方を取り入れ、授業力の向上に努める。(授業力向上)
- 3 保護者や地域から信頼される学校(学校・郷土愛)

中期学校経営目標(5年目標) → 学校経営5つ評価領域

(1)-1 豊かな心と健康な身体の育成
【特色ある教育活動の推進】

(2)-1 基礎・基本の定着と確かな学力の育成【授業の充実・学力の保証】

(3)-1 支援教育の充実
【校内支援体制の強化と推進】

(4)-1 積極的な生徒指導の充実
【問題行動・いじめの未然防止とチームでの対応】

(5)-1 家庭・地域との連携
【地域とともに歩む学校】

短期学校経営目標(今年度の重点目標)

- | | | |
|---|--|---|
| <p>(1)-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○互いを認め合う思いやりの心と自ら進んで行動できる生徒の育成 ○豊かな人間関係を構築するため、自己有用感・自己肯定感が持てる生徒の育成 ○生徒の主体的な運営と意見が反映される生徒会・学校行事の推進 ○農家生活体験学習、自然教室、修学旅行における活動の充実 | <p>(2)-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○わかる授業・考える授業・学び合う授業の実践(ICTの効果的な活用とモラル教育) ○ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり ○生徒の学習意欲につながる評価方法の工夫 ○学習相談や教科相談の体制の強化と学習におけるつまずきの早期対策への取組 ○研修の充実と実践・研究の推進(粘り強く取り組む生徒の育成) | <p>(3)-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個に応じた支援教育の研究と実践 ○通常級に在籍する教育的ニーズのある生徒への支援(取り出し、入り込み等) ○支援教育コーディネーターを核とした校内支援体制の充実 ○総合教育センター等の外部機関との連携 |
|---|--|---|

- (4)-2
- 明るいあいさつのできる生徒の育成
 - 教育相談の充実と生徒の心に寄り添った生徒理解と生徒指導の実践
 - 不登校生徒へのきめ細やかな登校支援の継続と家庭・外部機関との連携
 - いじめを許さない人権尊重意識の高揚とその実践
 - スクールカウンセラーや他機関(児童相談所、学校支援センター等)との緊密な連携

- (5)-2
- 開かれた学校をめざし、地域に貢献できる学校づくりの推進
 - 地域の教育力を生かした学校運営の推進
 - 地域や人との交流による豊かな体験活動の推進
 - 学校だより、学年だより、HP等による保護者、地域への広報の工夫

重点に係る具体的な取組

- ・各行事での生徒の主体的な活動
- ・人権尊重を基に、様々な活動を活かした豊かな人間関係の育成
- ・教育相談の充実
- ・共生・共育プログラムの実施
- ・所属感・充実感の育成
- ・聴く力、伝える力の育成
- ・学習支援、学習相談の充実
- ・家庭学習への支援
- ・シラバスの提示
- ・思考力・表現力の育成
- ・ユニバーサルデザインの活用
- ・キャリア教育を通じた自己肯定感の育成
- ・研修と研究の推進
- ・学級通信、学年通信、学校便り、P広報誌による情報の発信
- ・掲示板の活用や地域との情報提供
- ・環境整備と地域との交流
- ・防災意識の向上

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人一人を大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人一人の児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人一人が生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深

める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

【校内いじめ防止対策会議の構成】

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ## 【教育相談】

- ## 【生徒・保護者・地域との連携】

- ## 【関係機関との連携】

- 5

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容（校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等）
4	・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について ・学校生活アンケートに向けた内容検討
5	・主任会情報集約と対応・振り返りノートの活用 ・養護教諭・S Cとの学年情報交換 ・効果測定の実施 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について
6	・主任会情報集約と対応・振り返りノートの活用 ・教育相談週間での取り組みと情報収集 【児童生徒指導点検強化月間】の取組 （具体的な内容→特別活動・道徳教育での人権尊重への取り組み）
7	・主任会情報集約と対応・振り返りノートの活用 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・三者面談での取り組みと情報の集約 ・夏休み期間中の対応確認
8	・主任会情報集約と対応・振り返りノートの活用 ・いじめの防止対策に関する研修会 ・休み明けのアンケート調査実施
9	・教育相談週間での取り組みと情報収集 ・主任会情報集約と対応・振り返りノートの活用 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	・主任会情報集約と対応・振り返りノートの確認 ・養護教諭・S Cとの学年情報交換 ・効果測定の実施
11	・主任会情報集約と対応・振り返りノートの活用 ・学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について
12	・主任会情報集約と対応・振り返りノートの活用 ・冬休み期間中の対応確認
1	・主任会情報集約と対応・振り返りノートの活用 ・年間反省の集約と検討 ・効果測定の実施
2	【学校体制振り返り月間】の取組 ・主任会情報集約と対応・振り返りノートの活用 ・養護教諭・S Cとの学年情報交換 ・年間反省の集約と検討 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

8 ◎本校のいじめ防止に向けた取組

生徒の主体的な取組

[主体的な企画・運営]

- ・実行委員の主体的な運営と意見が反映される学校行事の推進
- ・生徒会及び各種委員会主催イベント推進
- ・集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動や奉仕活動

[交流活動の活性化]

- ・体育祭・委員会活動・部活動などの縦割り活動
- ・委員会活動（花と緑と環境美化運動、あいさつ運動）
- ・小中高連携活動（新入生見学会・ふれあい広場での交流・部活動交流）
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成、人権作文や標語の作成への取り組み

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ
- ・ふれあい広場や朝のあいさつ運動

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動（定期的パトロール活動）
- ・地域行事でのふれあいと活用
- ・おやじの会とふれあいフェスタへの参加
- ・地域清掃による地域への貢献